

テーマ

我が国における寄付金税制について

～法人税法における寄附金の意義を中心に

(1) 研究テーマを選んだ理由

私は、ボランティアでお金に関する塾を運営しており、寄附に近いスポンサー制度により、毎月3万円ほどの収入を得ている。この塾には毎月20人の生徒が参加しているが、受講生からは受講料を受け取っていない。このように、受講料が支払えない家庭でも教育を受けられる環境を作るには、「寄附」という制度が役立つ。寄附を受け取る側として過ごす中で、寄附に関する税金の取り扱いや制度について、より詳しくなりたいと考えた。

また、私はお金に関するSNS発信をしており、フォロワーが16万人いる。お金というジャンルの中で、多くの人の興味あるテーマを発信をするのだが、特段、視聴者の「ふるさと納税」への関心は高い。2024年9月にSNSライブ配信で解説を行った際には、同時に700人以上が配信を視聴していた。寄附の中でも存在感を増している「ふるさと納税」についても、強く興味を持っている。

(2) 研究概要

①現状認識

法人税法では、第37条第7項で「寄附金の額」を「寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与（広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものを除く。）をした場合における当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。」としており、寄附金とは「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」であると解釈できる。

②問題意識

我が国の法律においては、必ずしも寄附金の範囲が明確とは言えず、解釈に判断が委ねられる部分もある。関連会社に対する貸倒損失が寄附金とみなされた判例「東京地裁平成21年7月29日判決」では、原告Xが関連会社B社に対して行った資金の貸付けが会社整理に伴って子会社整理損として処理されたが、当該資金提供が実質的な無償の資金提供である「寄附金」とされた。この判決は具体的な弁済計画の検討不足や、利息支払いがなされていないことを根拠として、合理的な理由なくB社に対して金銭を対価なく移転するものであると判断して行われた。当判例を検討し、「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」について研究する必要があると考えた。

③研究の目的

我が国の寄附金税制を研究し、制度の背景などを探る。過去の判例をもとに「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」の範囲を検討し、その論拠を示す。

④研究の計画

1年生の前半には、税理士試験と並行して寄附金税制についての理解を深める。そのために、文献収集に力を入れ、それを基に研究テーマを確定させる。1年生の後半には、確定した研究テーマに沿って資料を集めて先行研究の分析を行い、寄付金税制について論文にまとめる。2年生の前半では、これまで集めた資料に基づいて寄附金の意義と寄附金にまつわる概況についてまとめる。2年生の後半には実際の寄附金税制の取り扱いについて調査を行い論文に反映させて、全体をまとめる。

⑤参考文献

有斐閣(2021)「法人税法における寄附金の意義」『別冊ジュリスト No.253 租税判例百選[第7版]』pp.120-121.

上村大輔(2014)「寄附金税制に関する一考察 ―『寄附金控除の年末調整制度化』を中心として―」

日本ファンドレイジング協会(2021)「寄付白書2021」

金子宏(2021)「租税法 第二十四版」pp.415-420.